

壁紙の品質規格と安全性

SV規格
Standard Value (壁紙製品標準規格)



快適・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として壁紙工業会によって制定された自主規格です。

JIS規格 (壁紙: JIS A 6921: 2014)
Japanese Industrial Standards (日本工業規格)



日本の工業製品の品質安定を目的とした工業標準化法に基づき制定された国家規格です。

項目 NO.	試験項目			SV規格	JIS規格	
				規格値	規格値	
1	退色性 (号)			4以上	同左	
2	摩擦色落ち度 (級)	乾燥摩擦色落ち度	縦	4以上	同左	
			横	4以上	同左	
		湿潤摩擦色落ち度	縦	4以上	同左	
			横	4以上	同左	
3	隠蔽性 (級)			3以上	同左	
4	施工性			浮き及び剥がれがあつてはならない		
5	湿潤強度 (N/1.5cm)		縦	5.0以上	同左	
			横	5.0以上	同左	
6	ホルムアルデヒド放放量 (mg/L)			0.2以下	同左	
7	重金属	砒素 (mg/kg)		5.0以下	—	
		鉛 (mg/kg)		30.0以下	—	
		カドミウム (mg/kg)		5.0以下	—	
		クロム (mg/kg)		20.0以下	—	
		水銀 (mg/kg)		2.0以下	—	
8	塩化ビニルモノマー (mg/kg)			0.1以下	—	
9	残留VOC		TVOC (μg/g)	100.0以下	—	
			TEX芳香族 (μg/g)		10.0以下	—

(使用原材料)

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	—
11	可塑剤	沸点が300℃以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPIは使用しない。	—
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	—
13	溶剤	トルエン、キシレン、エチルベンゼンは使用しない。	—

- 上表は、各規格の規定内容を簡略化して一覧にしたものです。項目1〜6は、再規格とも同じです。SV規格は、「JIS規格」やドイツの「RAL規格」などを基につくられた規格で、JISの基本品質に、より安全性を考慮して重金属やVOCなどの規定が加えられています。
- SV規格・JIS規格の内容は変更になる場合があります。最新情報につきましては壁紙工業会及び日本壁紙協会ホームページをご確認ください。

健康な住まいと暮らしのために

建築基準法 一部改正 平成15年7月1日施行

対象は住宅、学校、オフィス、病院など、全ての建築物の居室

- 建築基準法第28条の2居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置
「居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料および換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」
- 「倉庫」「トイレ」「浴室」「廊下」など、常時「人の居住しないことが明白」なものは除外されます。但し、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室とみなされます。
- 技術的基準の政令 第393号

規制対象物質 クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。
クロルピリホスに関する建築材料の規制 居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。 (クロルピリホスは有機リン系のしろあり駆除剤です。)
ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制 ① 内装仕上げの制限 ② 換気設備設置の義務付け ③ 天井裏などの制限

建築基準法の措置は化学物質の一部に対する規制です。
かび・ダニなどの生物系の起因物質やハウスダストの類にも換気・清掃等の配慮が必要です。

壁紙の品質規格と安全性

ホルムアルデヒド対策

ホルムアルデヒドは刺激性のある気体で、木質建材などに使われている場合があります。

● シックハウス対策品ラベル

内装仕上げの制限

内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材には、使用面積の制限が行われます。

建築材料の性能区分	ホルムアルデヒドの発散	JIS、JASなどの表示記号	内装仕上げの制限	ホルムアルデヒドの発散速度
建築基準法の規制対象外	少ない ↑ ↓ 多い	F☆☆☆☆	制限なしに使える	5 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ 以下
第3種ホルムアルデヒド発散建築材料		F☆☆☆	使用面積が制限される	5 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ 以下
第2種ホルムアルデヒド発散建築材料		F☆☆		20 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ 以下
第1種ホルムアルデヒド発散建築材料		旧 E ₁ 、F ₀ または表示なし	使用禁止	120 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ 超

規制対象となる建材には、原則としてJIS、JASまたは国土交通大臣認定による等級付けが必要となります。
木質建材（合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDFなど）、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着剤、仕上げ建材など。



流通過程でカットして販売される壁紙には日本壁装協会「シックハウス対策品ラベル」が貼り付けられます。シックハウス対策品ラベルは、出荷ラベル（品番、ロット、数量、販売会社名）とセットで貼り付けられます。

日本壁装協会はシックハウス対策に取り組んでいます。

安心して壁紙をお使いいただくために、日本壁装協会では、JISまたは大臣認定を取得したホルムアルデヒド対策品の壁紙で協会に登録したものの自主管理規定に基づき、製造から流通、施工の段階にいたるまで、品質情報の管理を行っています。

これから新築・リフォームをする場合は、JIS、JASまたは大臣認定によるホルムアルデヒド発散（放散）量の少ない建材を使いましょう。日本壁装協会の品質情報管理システムに登録されている壁紙は安心してご使用になることができます。

既築の物件に引っ越ししたり、購入したりする場合は、使用材料のホルムアルデヒド発散（放散）量の等級を確認しましょう。（平成15年7月1日より前に着工した物件には、シックハウス対策に関する建築基準法が適用されない場合があります。）

汚染物質の発生源は身近な所にあります。

日常生活に欠かせない物に起因する室内空気汚染物質は沢山あります。室内空気を汚染する物を少なくしたり、物により使用する場所や方法に注意し、換気を行うことが大切です。換気は給気と排気が同時に行われることにより、また、空気の取り入れ口と排気口を直線上に設けず、対角線上に設けるとより効果が上がります。

改正建築基準法に定められた換気回数（住宅等の居室で毎時0.5回、その他の居室で毎時0.3回）は、喫煙や暖房器具の使用などに配慮したものではありません。従って、汚染源を室内に持ち込まない、あるいは局所換気を行う（または全般換気を強制運転する）など追加的な対策が必要です。

シックハウス対策はどうすればいいの？

『シックハウス症候群』を防ぐためには、化学物質を減らし、室内濃度を下げることが重要です。建築基準法で定められた化学物質の発生が少い壁紙などの内装材料を使用する、換気システムを採用して空気をきれいにするなどの対策を心掛けましょう。

- ・ 建材などに使われている化学物質の含有量を把握し、出来るだけ放散量の少ない材料を選びましょう。
- ・ 製品によっては化学物質の放散量が規格化されています。製品安全データシートから、含まれる化学物質の情報を入手しましょう。
- ・ 換気回数0.5回/h以上の換気を行いましょう。
- ・ 日常の換気に配慮しましょう。
- ・ 新築・新品の場合は、収納庫や収納家具類の扉をあけたり、引き出しをはずして、内部まで換気できるようにしましょう。

建築基準法では、全ての居室を対象に、1時間当たり0.5回の換気を行うことができる能力をもつ機械換気設備を設置することが義務付けられました。室内の化学物質濃度を低くするためには、この機械換気設備を24時間連続して運転することが基本となります。
※換気回数0.5回/hとは、2時間で1回居室内の空気が入れ換わることをいいます。

日本壁装協会の壁紙品質情報検索システムがお役に立ちます。

ホームページアドレス（携帯電話からも同じです） <http://www.wacoa.jp/Hekisou/>

建築基準法による規制対象物質は、ホルムアルデヒド及びクロロピリホスの2物質です。従って建築基準法を満たせば、それで全ての室内空気汚染が防止できるわけではありません。また、建築基準法で定められたホルムアルデヒド対策を守れば、通常、ホルムアルデヒドの室内濃度が厚生労働省の指針値を超えることはないと考えられますが、特異な気象条件（例えば異常な高湿度）やシックハウス問題への配慮を欠くような建築物の使い方（例えば喫煙や開放型ストロームの使用、不適切な生活用品の使用など）によっては、例外的にホルムアルデヒドの測定濃度が指針値を超えることがあります。この高建築基準法の対策いかなる場合でも測定濃度が指針値を超えないことを保証するものではありません。